

第10期藤井寺市いきいき長寿プラン
(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
策定業務公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月
藤井寺市健康福祉部高齢介護課

1. 実施要領について

この要領は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条並びに「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和9年度から令和11年度を目標年度とする第10期藤井寺市いきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定業務に係る公募型プロポーザルに参加する者が提出する提出書類を審査し、最も適した事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1)業務名

第10期藤井寺市いきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定業務
（以下「本業務」という。）

(2)業務内容

「第10期藤井寺市いきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4)委託料上限額

本業務に係る各年度における委託料の額は以下の価格を上限額とする。

8,459千円（消費税及び地方消費税を含む。以下、同じ。）

（内訳）令和7年度 4,004千円

令和8年度 4,455千円

(5)委託料の支払方法

第10期藤井寺市いきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定業務仕様書記載した業務の履行期限の属する年度において、その業務の完了分を部分払いとする。令和7年度と令和8年度共通の委託内容については、令和8年度において支払うものとする。

3. 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
なお、企画提案書等の提出後において、要件を見たなくなっても参加を認めない。

(1)藤井寺市の令和7・8年度競争入札参加有資格者台帳入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3)藤井寺市より指名停止処分を受けていない者であること。

(4)藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。

(6)大阪府内又は近接府県内に、本社、支社又は営業所を有する者であること。

(7)大阪府内において老人福祉法に基づく第8期又は第9期高齢者保健福祉計画策定業務及び介護

保険法に基づく第8期又は第9期介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。

(8)本業務に従事する統括責任者及び主担当者（研究員）は、(7)のうち第9期計画策定業務の実務経験を有すること。

(9)企業としての情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）又は I S O 2 7 0 0 1 / I S M S に審査登録をしていること。

4. スケジュール（予定）

本業務の実施スケジュールは、次のとおり。

実施内容	実施期間又は期限
実施要領等の公表	令和7年6月20日（金）
参加表明書等受付期間	令和7年6月23日（月）から7月1日（火）
質問書受付期限	令和7年6月25日（水）
質問回答	令和7年6月下旬
提案書等受付期間	令和7年7月2日（水）から7月9日（水）
プレゼンテーション	令和7年7月下旬
選定結果通知	令和7年8月上旬
契約締結	令和7年8月中

5. 参加表明書等の提出

本業務への参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1)提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

会社概要パンフレットを添付すること。

ウ 類似業務実績書（様式3）

「3. 参加資格(7)」の実績を優先して記入すること。なお、実績を証する書面（契約書の写し等）を添付すること。

(2)提出部数

各1部

(3)提出期限

令和7年7月1日（火）午後3時

(4)提出方法

郵送又はメールにより提出すること。郵送の場合は、事前に電話連絡の上、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

6. 質問及び回答

要領及び仕様書の内容につき質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1)提出書類

質問書（様式４）

(2)提出期限

令和7年6月25日（水）正午

(3)提出方法

事務局メールアドレス宛に電子メールにて提出すること。その際、メールの件名は「【質問書】第10期藤井寺市いきいき長寿プラン策定業務事業」と記載すること。電子メール以外の方法での質問は認めない。なお、回答は質問を送付したアドレス宛に返信する。

(4)質問への回答

質問に対する回答については令和7年6月下旬までに、受付したすべての質問に対する回答を送付するとともに、市公式ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書、その他提供資料の追加もしくは修正とみなす。回答内容の疑義については、回答はしない。また、質問者の名称は公表しない。

7. 書類審査

市は提出された参加表明書等について、受取確認結果をFAX及び電子メールにて令和7年7月2日（水）までに提案者に対して通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた提案者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 辞退

参加表明書の提出後に、参加辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を提案書の提出期限までに持参または郵送にて提出すること。既に提出された書類は返却しない。

9. 提案書等の提出

(1)提出書類

ア 提案書（様式6）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・A4判（A3判の折込頁の挿入は可とする。）、横書き、20頁程度。
- ・仕様書の内容を踏まえ、作成すること。ただし、以下の項目内容を含んで作成すること。

①本業務策定にあたっての貴社の基本的な考え方。

事業全体をどのように進めていくか具体的に提案すること（方針、方法、プロジェクト管理、庁内調全体制等）。

②本業務策定にあたっての現状分析手法。

③高齢者等実態調査の国の示す調査票案の設問以外に必要と考える設問についての考察。

④策定業務全体をとおして提案者と市の役割分担を明確に提案すること。

ウ 担当者実績及び業務執行体制（様式7）

本事業に従事する総括責任者及び主担当者（研究員）の業務内容、保有資格等につき記入すること。

エ 第10期介護保険事業計画策定業務実施スケジュール（様式8）

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

見積書は、2か年の総額を記載し、内訳明細で、年度ごとに人件費、間接経費などの積算根拠及び年度ごとの総額を明記すること

※仕様書に記載の内容を超えた独自提案は可能だが、委託料上限額を超えた提案は認めない。

(2)提出部数

7部 ただし、見積書及び見積内訳書については、1部とする。

(3)提出期限

令和7年7月9日（水）午後3時

(4)提出方法

事前に事務局へ電話連絡の上、直接持参すること。持参した書類をメールでも提出すること。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、提案者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提出書類と同様の扱いとし、本業務の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(5)提案書の取り扱い

ア 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本業務への応募に際しての検討以外の目的で使用を認めない。

イ 複数提案の禁止

提案者ができる提案は、1つとする。

ウ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

エ 返却、複製について

提出された提出書類は一切返却しない。また、必要に応じて複製する場合がある。

10. 選定方法

提出書類の内容及びプレゼンテーション、ヒアリング（質疑応答）、を実施し、第10期藤井寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務受託候補者選定委員会が評価項目及び配点表（別表）を用いて総合的に評価し、優秀提案者及び次点者を選定する。なお、提案者が2者に満たない場合においては、以下の条件を満たした場合は当該提案者を優秀提案者として選定する。

- ・見積もり金額が委託料上限額以下である。

11. プレゼンテーションの実施

(1)実施日

令和7年7月下旬（予定）

(2)場所

藤井寺市役所内（詳細については後日通知する。）

(3)内容

プレゼンテーション 20分

ヒアリング（質疑応答） 10分

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が準備すること。本市は会場とプロジェクターとディスプレイのみ準備する。

(4)結果通知

審査結果については、提案者に対し書面にて通知する。

(5)市公式ホームページにおいて、優秀提案者及び審査結果の概要（得点表等）を公表する。ただし、優秀提案者以外の参加事業者名は公表しない。

(6)その他

ア 当日の出席者は3名以内とする。ただし、本事業に従事する主担当者（研究員）となる予定の者は必ず出席すること。

イ 審査の経緯及び内容については非公開とする。

1 2. 契約

市は優先交渉権者と選定された者と提出された提出書類をもとに仕様の協議、確認等を行い、令和7年8月中に契約を行う。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は次点者を優先交渉権者とする。

1 3. 提出書類の留意事項

- (1)提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2)数字はアラビア字体を使用すること。
- (3)提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。ただし、説明図表等に使用する文字はこの限りではない。
- (4)各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載すること。

1 4. その他

- (1)提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2)プレゼンテーション等に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

1 5. 事務局

藤井寺市健康福祉部高齢介護課 担当：今福、森田

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号（市役所1階3番窓口）

電話：072-939-1164（直通）

E-mail：kaigo@city.fujiidera.lg.jp